

特別障害給付金制度のお知らせ

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されています。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成19年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額 50,000円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額 40,000円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。

○経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金を受けると、経過的福祉手当の受給資格が喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、平成17年4月1日時点で65歳を超えている方は、平成22年3月31日まで申請することができます。また、平成17年4月1日以降まもなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113（内線136）



小森大翔ちゃん



山田侑哉ちゃん

8月29日に行われた3歳児健診で虫歯のなかった子は、小森大翔ちゃん（米田：正之さん・長男）、山田侑哉ちゃん（粕毛下町：康晴さん・長男）の2名でした。みなさん、これからもちゃんと歯みがきをして健康な歯を作りましょう。

ムシ歯なかつたー！

総合型地域スポーツクラブ 啓発研修会

いつでも・だれでも・どこでもスポーツに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指し、総合型地域スポーツクラブの創設を進めるために研修会を開催します。

【日 時】 10月17日（水）
18時30分～20時

【会 場】 総合開発センター 2階大ホール

【内 容】 ①講演「スポーツ・その周辺」
②DVD視聴

【対 象】 地域住民、体育指導委員、体育協会、スポ少関係者、レク関係者など

【その他】 地域づくり、子どもの食育、子育て等に関心のある方の参加も歓迎します。

【お問い合わせ先】

教育委員会 生涯学習係 ☎79-1327